

令和3年9月14日(火) 場所 委員会室

○出席委員

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 委員長 | 高柳貴美代 | 委員 | 青木 淳子 |
| 副委員長 | 稗田美菜子 | | |
| 委員 | 古濱 薫 | 議長 | 青木 健 |
| 〃 | 藤江 竜三 | 副議長 | 藤田 貴裕 |
| 〃 | 柏木 洋志 | | |

○出席説明員

| | | | |
|-----|-------|--------|-------|
| 市長 | 永見 理夫 | 政策経営部長 | 宮崎 宏一 |
| 副市長 | 竹内 光博 | 行政管理部長 | 藤崎 秀明 |

○議会事務局職員

| | |
|---------|-------|
| 議会事務局長 | 内藤 哲也 |
| 議会事務局次長 | 古沢 一憲 |

○協議事項

◎議長及び市長挨拶

議題1. 最終本会議の議事運営について

- (1) 議事日程(第2号)案について
- (2) 議案等の取扱いについて
2. 決算特別委員会の議事運営について
3. 国立市議会会議規則の一部改正について
4. 議会基本条例の点検について

○【高柳貴美代委員長】 おはようございます。最終本会議に向けた議会運営委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開きます。



◎議長及び市長挨拶

○【高柳貴美代委員長】 それでは、議長より御挨拶をお願いいたします。

○【青木健議長】 おはようございます。最終本会議を控え、何かとお忙しい中、御参集いただき、誠にありがとうございます。

皆様方の御尽力のおかげを頂きまして、最終本会議は議員フルスペックで行いますので、ぜひこれからもお一人お一人が感染予防、感染防止に気をつけていただいて、慎重審議ができますよう、よろしくお祈りを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

続いて、市長から御挨拶をお願いいたします。

○【永見市長】 おはようございます。各常任委員会では、慎重な御審査を頂き、誠にありがとうございました。また、本日は、最終本会議へ向けて議会運営委員会を開催していただき、本当にありがとうございます。

本定例会におきましても、新型コロナウイルス対策として、定例会本会議、各常任委員会の運営について御配慮いただきましたこと、心から感謝を申し上げます。引き続き、状況に応じた新型コロナウイルス感染症対策を講じてまいります。

それでは、初めに、追加提案案件についてですが、令和2年度の各会計決算に伴うものと致しまして、健全化判断比率等についての報告、令和2年度の決算認定として、令和2年度国立市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、下水道事業会計の決算と、それに関連する議案として、令和2年度国立市下水道事業利益剰余金の処分についてを、準備が整いましたことから、追加提出させていただいております。決算特別委員会での御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う自宅療養支援事業、国立市商工会が実施する個別経営相談会の補助金、市で還付金を計上した令和3年度国立市一般会計補正予算（第5号）案を追加提出させていただきました。最終本会議での取扱いの御協議をよろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。それでは、お手元に御配付の協議事項に沿って議事を進めてまいります。



議題1. 最終本会議の議事運営について

(1) 議事日程（第2号）案について

○【高柳貴美代委員長】 議題1、最終本会議の議事運営について。(1)議事日程（第2号）案について、事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議事日程（第2号）案について御説明を申し上げます。お手元に御配付いたしました令和3年第3回定例会議事日程（第2号）を御覧願います。

市長提出議案は、決算認定や報告を含め21件、陳情が6件、議員提出議案が5件提出されております。

す。なお、議事日程の登載順序は、前例に倣い配列を致しております。

日程第14、第65号議案令和3年度国立市一般会計補正予算（第5号）案、日程第15、認定第1号から、日程第19、認定第5号までの令和2年度各会計決算5件、日程第20、第64号議案令和2年度国立市下水道事業利益剰余金の処分について、日程第21、報告第7号健全化判断比率等についてにつきましては追加提案されたものでございます。

日程第23、議員提出第12号議案地域的な包括的経済連携（RCEP）から撤退することを求める意見書案につきましては、陳情の採択を受けて提出されたものでございますので、関連する陳情の次に登載を致しております。

日程第29、議員提出第11号議案新型コロナウイルス感染者のために、臨時の医療施設の拡充を求める意見書案から、日程第32、議員提出第15号議案沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を辺野古新基地建設の埋立て等に使用しないよう求める意見書案までの4件の議員提出議案につきましては、所定の手続により提出されたものでございますので、前例に倣い登載を致しております。議事日程（第2号）案につきましては、以上のとおりでございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



（2）議案等の取扱いについて

○【高柳貴美代委員長】 (2)議案等の取扱いについてに入ります。事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議案等の取扱いについて御説明を申し上げます。

日程第1、第50号議案市道路線の廃止について及び日程第2、第51号議案市道路線の認定についての2議案につきましては、一括議題とし、採決につきましては別個採決とする扱いをお願いいたします。

日程第14、第65号議案につきましては、追加提案されたものでございますので、提案説明を受けた後、質疑、討論、採決の扱いをお願いいたします。

日程第15、認定第1号から、日程第19、認定第5号までの令和2年度各会計決算と、日程第20、第64号議案の下水道事業利益剰余金の処分につきましては、先例に倣い一括議題と致します。提案説明は、副市長から説明を受けた後、質疑を省略し、直ちに議長と監査委員を除く全員構成による決算特別委員会を設置し、そこに付託し、閉会中の継続審査とする扱いとなります。

なお、具体的な取扱い方法につきましては、後ほど、決算特別委員会の運営方法の中で御説明し、御協議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、決算特別委員会の正副委員長につきましては、先日開催されました会派代表者会議で協議を致しまして、前例に倣って選出することを確認いたしました。その結果、委員長に高柳貴美代議員、副委員長に古濱薫議員が推薦されておりますので、特別委員会設置後、議長が指名し、会議に諮るという扱いになります。

日程第21、報告第7号につきましては、報告を受け、質疑は決算特別委員会で受けることとなっておりますので、そのような取扱いをお願いいたします。

日程第23、議員提出第12号議案につきましては、陳情の採択を受けて提出されたものでございますので、先例に倣い提案説明、質疑、委員会付託、討論は省略し、採決の扱いとなります。

日程第29、議員提出第11号議案から、日程第32、議員提出第15号議案までの4件につきましては、提案説明、質疑、討論、採決の扱いによりお願いいたします。議案等の取扱いにつきましては、以上のとおりでございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



議題2. 決算特別委員会の議事運営について

○【高柳貴美代委員長】 議題2、決算特別委員会の議事運営についてに入ります。事務局より説明をお願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、決算特別委員会の議事運営について御説明を致します。お手元に御配付いたしました議会運営委員会資料No.3を御覧いただきたいと存じます。

決算特別委員会の日程でございますが、9月30日木曜日、10月1日金曜日、4日月曜日、5日火曜日の4日間と確認をされております。決算認定につきましては、先ほど御確認いただいたとおり、先例に倣い、議長と監査委員を除く全員で構成する決算特別委員会を設置し、決定後に付託し、閉会中の継続審査とする扱いになります。

次に、決算特別委員会の議事運営について御説明を致します。第1日目、9月30日の議事運営でございますが、委員長が委員会運営方法等の説明を致します。次に、代表監査委員から決算審査意見書の説明を受けた後、その質疑に入ります。終了後、代表監査委員には退席をしていただきます。続いて、健全化判断比率等についての質疑に入ります。次に、一般会計の歳入全般に入り、まず政策経営部長から一般会計の歳入の補足説明を受けた後、本会議での提案説明及び一般会計歳入全般に対する質疑を行うこととなります。

2日目の10月1日金曜日は、前日からの質疑が終了した後、一般会計決算の歳出に入り、各部長から一般会計歳出全般の補足説明を受けた後、款1議会費から款7商工費までの質疑を行うこととなります。

3日目の4日月曜日には款1から款7までの質疑が終了した後、款8土木費から款13予備費までの質疑を行い、終了後、討論を省略し、直ちに採決を行うこととなります。

4日目、5日火曜日は、特別会計、事業会計の決算及び剰余金の処分についてに入ります。まず、担当部長からそれぞれ補足説明を受けた後、質疑に入り、終了後、討論を省略し、直ちに採決に入ります。採決は別個採決とする扱いとなります。

また、決算特別委員会の委員席につきましては、おおむね前例に倣い案を作成いたしましたので、御確認をお願いしたいと存じます。以上が、決算特別委員会の議事運営についてでございます。

次に、決算特別委員会の資料配付日でございますが、9月22日水曜日までに各会派、議員控室に配付したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、令和3年第4回定例会で行う決算認定等の会派代表討論の順序につきましては、決算特別委員会終了後、抽せんにより決定をしたいと存じますので、御了承願います。決算特別委員会の御説明

は以上のとおりでございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 1点だけ、すみません。去年は、コロナ対応ということで、各部長からの説明が文書で配付されたと思っているんです。それで簡易的な説明だけだったんですが、今年はどのようになっているのかということをお聞かせ願います。分かれば。

○【内藤議会事務局長】 基本的に、会派会議で令和3年決算特別委員会の運営方法について確認を全会派で頂きましたけれども、前回と同様の取扱いということとなっておりますので、同様に文書の作成をお願いするという形でございます。よろしく願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 承知しました。ほかにはございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。

皆様の御協力によりまして、議題1の最終本会議の議事運営についてと、議題2の決算特別委員会の議事運営については終了いたしました。市長をはじめ当局におかれましては、退席をしていただいて結構でございます。ありがとうございました。お疲れさまでした。



議題3. 国立市議会会議規則の一部改正について

○【高柳貴美代委員長】 それでは、議題3、国立市議会会議規則の一部改正についてに入りたいと思います。このことにつきましては、前回、議会運営委員会で協議を行っていくことを確認いたしております。資料を御配付し、また、お持ち帰りいただきましたので、改めて、欠席等の届出関係と請願書への押印関係について、各交渉団体での御意見などがありましたら、承りたいと思います。いかがでしょうか。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 交渉団体の虹と致しましては、議論を進めていくことに異論はございません。議運の中で議論を進めていくということで皆さんから賛同を得ていますので、進めていけたらと思っております。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。ほかの会派の方、交渉団体の方はいかがですか。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 共産党のほうへも持ち帰り、前回ありましたけれども、持ち帰り、検討させていただきました。その結果、共産党としても話を続けていくということに異論はないということになります。

○【高柳貴美代委員長】 分かりました。ほかの交渉団体の方で、協議を行っていくということに異論があったというところはございませんか。大丈夫ですか。

(「大丈夫です」と呼ぶ者あり)

では、議会運営委員会で協議を行っていくということはお持ち帰りいただいて、全員で確認ができたということでございました。今後、中身に入っていくに当たって、ちょっと時間がたっておりますので、復習といいますか、ちょっと皆さんに思い返していただいておいて、また、この間の資料を使って、さらに会派とか交渉団体で協議をしていただきたいと思っておりますので、もう一度、ちょっと振り返ってみたいと思います。

それでは、初めに、欠席等の届出関係というところでございます。前回、議会運営委員会資料No.2

と、そのほかの詳しい資料を皆様にお配りしております。それで、もう一度、ちょっと思い出していただきたいんですけども、No.2を御覧ください。こちらのほうを見ていただきますと、国立市議会会議規則では、欠席等の届出というふうになっております。標準市議会会議規則のほうでは、欠席の届出というふうになってございます。

まず、第2条第1項を御覧いただきたいと思います。国立市議会会議規則では、欠席または遅参の理由を、疾病、看護、介護、育児その他の事故としています。一方、標準市議会会議規則のほうでは、欠席の事由を、こちらのほうは公務が加わっています。疾病、育児、看護、介護、そして、配偶者の出産補助とその他のやむを得ない事由のためとしています。この辺のところは標準市議会会議規則と、今、既にあります国立市議会会議規則のほうで違っております。

また、第2項を御覧ください。国立市議会会議規則では、本人と、その配偶者を含めています。しかしながら、標準市議会会議規則のほうでは、第1項のほうに配偶者を含めて、第2項では本人を限定し、具体的日数を明記しております。この辺のところは、ちょっと皆さんで協議していくポイントだと思うんですけども、具体的に日数の範囲を明記すべきか、それとも、今までのままでよいのか。また、明記した場合には、配偶者の出産補助として第1項に入れるか、その辺のところ。

また、配偶者の規定といいますか、内容なんですけれども、こちらのほうが、国立市の場合、パートナーシップ条例がございますので、配偶者をどのように定めていくかということも、今後、交渉団体のほうで話し合っていたいただければと思っております。

また、3点目と致しまして、国立市議会会議規則では、その他の事故というふうな言い方をしているんですけども、標準市議会会議規則のほうでは、その他のやむを得ない事由としております。この辺の事故と事由というようなところをどんなふうに変えていくかということ、その辺のところを、ぜひとも、このほかにお配りした資料のほうに細かく書いております。それを読んでいただきまして、今後、皆さんで話し合っていて、それで、またこの場で議論していけたらと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

この件に関して、何か御意見などはございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

まだ皆さん、お持ち帰りいただいて、協議をしていくよというところの過程でございましたから、以降、このようなポイントに沿って話し合っていたいただければと思います。

続きまして、請願書の記載事項等なんですけれども、こちらのほうは、標準市議会会議規則のほうの変更とほぼ変わりがないというか、こちらのほうに従っていくことでよろしいのかどうか、その辺のところを協議していただきたいと思います。

前回、事務局長のほうから説明がありましたところを、もう一度読ませていただきます。請願書の記載事項等でございますが、国立市議会会議規則では第82条、標準市議会会議規則では第139条でございます。国立市議会のものでは請願書の記載事項として、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名の記載に加えて押印を要件としているところでございます。他方、標準市議会会議規則では記載事項として、請願者の署名または記名押印とし、押印を必須の要件とは定めていないところでございます。

加えまして、欄外にはなりますが、参考として先例409を記載しております。請願・陳情の賛成署名等に関する先例となります。請願書の記載事項等を見直す場合には、併せて検討すべきものと考えまして記載しているところでございますということでしたので、その辺のところも念頭に置

きまして、協議を進めていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。何か御意見、御質疑はございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、なければ、議題3を終わります。



議題4. 議会基本条例の点検について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、議題4、議会基本条例の点検についてに入ります。このことにつきまして、経過を含め、議長より御説明をお願いいたしたいと思えます。青木議長。

○【青木健議長】 議会基本条例の点検につきましては、8月18日開催の会派代表者会議において、一部会派を除き、議会運営委員会で行っていくことで協議が調ったところでございます。その後、持ち帰りとなっていた会派からも議運で協議することの御同意を頂き、会派代表者会議の構成員全員、そのような取扱いを確認いたしたところでございます。

つきましては、議会基本条例の点検につきましては、本委員会に諮問いたしたいと存じますので、よろしくお取り計らいのほど、お願いを申し上げます。以上です。

○【高柳貴美代委員長】 青木議長、ありがとうございます。ただいま、議長より諮問を頂いたところでございます。このことにつきましては、各交渉団体にお持ち帰りいただきまして、今後、議論をお願いしたいと思います。何か御意見などございましたら頂戴したいと思います。いかがですか。大丈夫ですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、今後、議会基本条例の点検を行ってまいりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ここで、次回の日程調整を行うために暫時休憩と致します。

午前10時24分休憩



午前10時26分再開

○【高柳貴美代委員長】 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

休憩中に開催日程の調整を行いました。次回は、10月11日午前10時より開催いたします。

以上で本日の協議事項は全て終了いたしました。



○【高柳貴美代委員長】 これをもって議会運営委員会を散会と致します。お疲れさまでございました。

午前10時27分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和3年9月14日

議 会 運 営 委 員 長

高 柳 貴 美 代